

## **白浜町地域密着型サービス事業者等公募要項**

**【令和8年度認知症対応型共同生活介護事業所整備分】**

## 1. 地域密着型サービスの公募について

白浜町では、サービス提供体制の充実に向けて取組むことを、「白浜町第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画」（以下、事業計画）（計画期間：令和6年度～8年度）に位置付けています。本公司は、令和7年度に事業を廃止した事業所があることから事業計画に基づくサービス量を確保するため、公正性・公平性を確保しつつ事業所の事業運営方針も含め、地域密着型サービスの充実に寄与することが期待できる事業所を公募により選考するものです。

## 2. 令和8年度地域密着型サービス事業者公募の内容

### （1）公募するサービス種別

事業年度	サービス種別	整備数	備考
令和8年度	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	1ヶ所	定員9名 (1ユニット9名)

### （2）事業実施地域

認知症対応型共同生活介護・・・・・白浜町全域（災害レッドゾーン及び災害イエローノー  
ーンに属する地域は原則として除く。）

（注）災害レッドゾーン：都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。

災害イエローノー  
ーン：次のいずれかに該当する区域

#### a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

#### b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

（a）水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

### 3. 施設整備助成補助金の適用除外地域の設定

国が定める「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下、「要領」という。）の改定により、令和 6 年度から土砂災害警戒区域及び津波浸水想定に定める浸水の区域等（要領に定める災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン）に所在する施設に対する施設整備助成補助金は基本的に対象外となりました。ただし、災害イエローゾーンに所在する施設については、（様式 2）地域密着型サービス事業所設置計画事前協議書の「1. 整備する施設の設置予定地が災害イエローゾーンに該当する場合の条件」の認定条件に当てはまる場合のみ対象となります。

ただし、開設準備資金補助金は、このゾーン内の施設であっても補助対象となります。この補助金を申請される場合も施設整備助成補助金にかかる申請と同じ書類を提出してください。

### 4. 応募手続き

#### （1）応募資格要件

- ①応募時において、事業者が法人格を持っていること。  
(認知症対応型共同生活介護の応募にあたっては、法人であること。)
- ②整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- ③整備事業の事業所となる土地・建物が確保されている、又はその見込があること。借地の場合は 10 年以上の賃貸契約を締結又は締結する見込のあること。
- ④令和 8 年度中に整備が完了し、整備完了後速やかにサービスの提供が見込めること。
- ⑤介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号若しくは第 6 項第 1 号から第 3 号の 2 又は第 115 条の 12 第 2 項各号若しくは第 4 項各号に該当していないこと。
- ⑥白浜町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 13 日条例第 15 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者でないこと。

## (2) 応募申込書・事前協議書の提出

申込みを希望される事業者の方は、次により応募申込書及び事前協議書等を提出してください。（持参又は郵送）提出していただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。応募申込書等の作成・提出等に要する費用はすべて提出者の負担とします。

①募集期間 令和8年1月8日（木）～令和8年2月27日（金）

※書類の受付は上記期間中の土日祝日を除く、9時～17時まで

※郵送で提出する場合は令和8年2月27日（金）必着とします。なお到着が確認できる方法（配達記録、簡易書留等）で送付してください。

②提出場所 〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町役場 民生課 介護保険係

TEL 0739-43-6593 FAX 0739-43-5661

※ご来庁の際は事前に電話で連絡をお願いいたします。

## (3) 応募に係る提出書類一覧

書類名及び項目	内容等	様式
1 公募申込書	所定の様式	様式1
2 事前協議書	所定の様式	様式2
3 定款又は寄附行為	最新のもの	
4 法人登記簿謄本	申込前3か月以内に発行されたもの	
5 印鑑証明書	申込前3か月以内に発行されたもの	
6 納税証明書	直近の年度において、法人の主たる事務所所在地の市町村が発行する、市町村税に滞納がないことを証するもの	
7 事業者概要	<p>① 事業経歴・実績 ② 事業者の基本的事項 ・代表者の経歴 ・役員の構成等 ③ 事業者の概要（既に運営している事業の詳細がわかるもの）</p>	任意様式

8 決算書等	① 直近3年間の税務署提出用決算書類、事業概況書 ② 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容	任意様式
9 添付書類		
① 開設提案書	地域密着型サービス事業を行うにあたっての参入理由、理念、運営方針等	任意様式
② 事業スケジュール	開設までの日程表	"
③ 基本計画図面等	周辺地図、公図、配置図、平面図、立面図、各室面積表、土地登記簿謄本、土地・建物売買契約書・賃貸借契約書（売買又は賃貸の場合）、整備予定地の概況写真、建物登記事項証明書（既存建物を利用する場合）、その他必要書類	"
④ 耐震診断結果報告書等	耐震性を証明できる書類（以下の期日以前に建築確認を受けた建物を活用する場合） 木造建物：平成12年5月31日 非木造建物：昭和56年5月31日	"
⑤ 耐震改修計画書	事業開始までに新耐震基準に適合させる計画であることを確認できる書類（申込時点において新耐震基準に適合していない建物を活用する場合）（注1）	"
⑥ 地元説明会報告書	説明会資料、対象住民の範囲、質疑応答及び住民の意見等（注2）	様式3
⑦ 地元同意書	住民自治協議会長、自治会長、区長等	任意様式
⑧ 借入金償還計画書	資金計画に基づくもの	"
⑨ 収支予算書	事業開始後1年間	"
⑩ 運営規程等	運営規程（案）、重要事項説明書（案）	"
⑪ 緊急対応マニュアル等	緊急時（災害・夜間火災発生時等）・事故（防止）・苦情・身体拘束廃止・感染症対応などのマニュアル	"

⑫ 開設準備にかかる施設整備物品購入予定一覧表	品名・企画・数量・購入予定額等	"
⑬ 職員配置表	職種別、管理者および計画作成担当者の経歴に関する書類（予定している場合）	"
⑭ 様式 2 に係る書類	整備する設置予定地の災害危険度の指定状況が分かる資料 災害イエローゾーンに該当する場合の補助金受給条件を満たす書類	"
⑮ 介護保険法の欠格事由に該当しない者であるとの誓約書		別紙様式 1
⑯ 白浜町暴力団排除条例に係る誓約書		別紙様式 2
⑰ その他参考となる資料		任意様式

※上記の他、町が必要とする場合、追加で書類の提出を求める場合があります。

(注 1) 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた木造建物、又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた非木造建物を活用する場合は、耐震診断等により新耐震基準に相当する耐震性能を有していることを確認できる書類、又は採択後に耐震改修工事を実施し事業開始までに当該基準に適合させる計画であることを確認できる書類を添付し、採択後、事業開始までに基準に適合することを証明する書類を提出してください。

#### (注 2) 地域への説明

認知症対応型共同生活介護は、設置が義務付けられる運営推進会議のメンバーに地域住民の代表者が含まれることもあり、地域との連携・交流が特に重要です。このため、事業者指定申請時には地元への説明を行い、理解が得られていることが必要です。今回の応募に際して地域への説明を行う場合は、「白浜町の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある。」旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

#### (4) 提出部数 7 部（正本 1 部、副本（正本の写し）6 部）

## (5) 提出書類の体裁等について

提出書類については、以下の体裁を整えたうえ、応募申込書の「(別表)提出書類一覧」の掲載順に綴ってください。

- ・原則 A4 版で作成し、平面図等で A3 版となる場合は折りたたむ。
- ・書類の項目ごとに白紙の仕切り紙をはさみ、インデックスを付ける。
- ・全体の目次を付け、全体をバインダー等に綴じる。

## 5. 事業者の選定方法

### (1) 事業者の審査方法・審査項目

#### ① 事業予定者の決定方法

- ア. 事業予定者の決定は、「白浜町地域密着型サービス運営協議会」(以下、「運営協議会」という。)による審査を受けて、町長が決定します。
- イ. 審査は、書類による審査、整備予定地の現場検証とします。また、必要に応じ、ヒアリングまたはプレゼンテーションを行うこともあります。
- ウ. 応募事業者多数の場合等により、提出資料による一時選考を行うことがあります。
- エ. 応募事業者が無い場合、又は、適当と認められる事業者が無いと判断した場合は、再度公募を行うことがあります。
- オ. 審査の結果、事業予定者該当なしと判断する場合もあります。

※提出された事前協議書の内容について、必要があると認めた場合は、修正のうえ、再度提出を求める場合があります。

#### ② 審査項目は次のとおりです。

- ア. 白浜町第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画との整合性
- イ. 運営理念及び運営方針
- ウ. 事業運営の安定性

#### 経営基盤

#### 運営実績

- エ. サービスの質

認知症ケア方針

職員体制

医療機関との連携

身体拘束の廃止・防止に向けた取組

高齢者虐待防止に向けた取組

苦情処理

個人情報管理

#### 才 施設の安全性、住環境

建物の安全性

立地

事故防止・安全対策

衛生管理

災害時の体制・対応方針

#### 力 地域住民等との連携

#### (2) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、応募した全ての事業者に文書で通知します。また、選定された事業者については、応募の概況及び事業者名等を白浜町のホームページで公表します。

本通知までの間においては、いかなるお問い合わせにも応じることはできません。

#### (3) 選定のスケジュール（予定ですので変更となる場合があります。）

① 運営委員会・・・・令和8年3月中旬

② 選定結果通知・・・令和8年3月下旬

#### 6. 選定後の手続きについて

選定された事業者には、別に定める補助金申請書を提出していただきます。事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、田辺市やすらぎ対策課に事業所指定のための指定申請書を提出していただきます。市は、その申請書の内容を審査し、現地調査等

を行います。

指定申請書の審査及び現地調査の結果、該当サービスの指定基準に満たない場合には、事業所指定を行えない場合があります。

## 7. 施設等整備に係る業者選定について

施設整備を行う業者を選定する場合は、事業者主催の一般競争入札に付する等、地方公共団体が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければなりません。

## 8. 施設等整備に係る補助金について

### (1) 補助金交付に係る留意事項

・整備に係る補助金は、白浜町地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金交付要綱に定められた補助金額の範囲内で交付することを予定していますが、この補助金は、和歌山県の「地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金」の交付決定が前提となることから、必ずしも補助単価に基づく額が交付額となるわけではありません。整備を希望する事業者においては、資金計画の策定にあたり、補助金の交付決定の取消しや減額等も念頭に置き、十分対応できる場合に限り応募するようお願いします。

なお、事業の翌年度への繰越しは原則として認められません。

・補助金を受ける事業者は、白浜町に対して別途補助金交付申請等を行い、交付決定を受ける必要があります。

・交付決定前に入札・着工した場合、補助金は受けられません。

・補助金を受けずに施設を整備、開設する場合は、補助金交付申請や町が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要はありませんので、選定後直ちに着工が可能です。

・工事后、白浜町及び県の現地調査・検査を受けなければなりません。

・国・県の監査が入る可能性があるので、補助金申請に係る一切の書類を5年間保管する必要があります。

## (2) 補助金の内容

### ◆地域密着型サービス等施設整備助成事業

#### ○補助金の対象となる整備区分

整備区分	整備内容
創設	施設を整備し（改修を含む）、新たに認知症対応型共同生活介護事業所を設置すること。

#### ○補助金の補助単価

補助金対象施設	補助金	対象経費
認知症対応型共同生活介護事業所	41,500千円 (1施設の限度額)  10,500千円 (空き家を活用した整備の場合の限度額)	認知症対応型共同生活介護事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※ 対象経費が補助単価に満たない場合、限度額は対象経費の額となります。

## ◆施設開設準備経費等支援事業

### ○補助金の補助単価

補助金対象施設	補助金	単位	対象経費
認知症対応型共同生活介護事業所	1, 036 千円	定員数	施設の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※対象経費が補助単価に満たない場合、限度額は対象経費の額となります。※ 1,036 千円 × 定員数が補助金の限度額となります。（1,036 千円 × 9 人 = 9,324 千円が上限です。）

※補助金の金額は令和7年度の額を参考に掲載しており、変更となる場合があります。

### 9. 選定事業者数

補助金の対象となる選定事業者は、1事業者となります。

### 10. 質問等について

質問等については、令和8年1月8日（木）から令和8年2月20日（金）までの期間に限り、FAX又はメール「kaigo@town.shirahama.lg.jp」及び文書のみで受付し、FAX又はメール等文書で回答いたします。問い合わせの確認漏れを防止するため、メール、FAXで問い合わせの場合は、その旨を担当までお知らせください。

※電話等でのご質問にはお答えしかねます。